



(1) 相続税の今後

公認会計士 長谷川佐喜男

近年の税制改正大綱を見ていても大きな改正がありませんでしたが、昨年12月に民主党政権より発表された「平成23年度税制改正大綱」は国民に大きなインパクトを与えるました。景気低迷にあえぐ企業への配慮として法人税の実質減額をする代わりに、個人に対しては所得税や相続税の各項目にわたって増税が盛り込まれ、高額所得層ほど負担が高くなる仕組みになっています。民主党政権の現状を見ておりますと、今国会での法案成立はきわどいところではあります、いずれにしても国家財政の財源が乏しい現状では、個人からの税収確保に頼らざるを得ない状況だと思います。今回の相続税制を参考に変更点のポイントを押さえ、個人への増税時代の到来に向けての対策等を今後シリーズでご紹介していきます。相続対策はそれぞれの資産形成によっても違いますが、今回の改正を見てみると、高齢者から子供や孫への贈与税の減税がポイントです。上手な生前贈与の活用についてもご紹介します。第一回は相続税・贈与税に関する主な改正点を押さえます。

(1) 相続税の改正

① 相続税の基礎控除40%の減額

相続税の基礎控除が40%減額されることによって納税者層の大衆化。→ 増税

項目	改正前	改正後
基礎控除	5000万円+1000万円×相続人の数	3000万円+600万円×相続人の数

② 生命保険金の非課税枠の縮小

相続人が受け取る死亡保険金は、相続人の当座の生活保証として必要な資金ですから、非課税枠が設けていましたが、相続人の数を未成年者・障害者・生計同一者に限定されました。→ 増税

③ 相続税率の引き上げ

平成23年4月1日以後の相続より相続税率の見直しが行われます。基礎控除の減額により課税対象者が拡大すると共に最高税率が引き上げられます。

新たに税率45%ゾーンが作られると共に、最高税率も55%に引き上げとなります→増税

法定相続分に応ずる 課税価格	改正前	改正後	法定相続分に応ずる 課税価格	改正前	改正後
1000万円以下	10%	同左	1億円超2億円以下	40%	同左
1000万円超3000万円 以下	15%	同左	2億円超3億円以下	40%	45%
3000万円超5000万円 以下	20%	同左	3億円超6億円以下	50%	50%
5000万円超1億円以下	30%	同左	6億円超	50%	55%

(2) 贈与税の減税

① 历年課税制度における贈与税率の見直し

相続税の増税に伴い、历年課税制度における贈与税率は一部引き下げられる予定です。20歳以上の者が親や祖父母などの直系尊属から贈与を受けた場合の軽減税率が新設されます。

② 相続時精算課税制度の拡充

贈与税と相続税を一体化して納税する仕組みが相続時精算課税制度ですが、贈与する親の年齢要件が65歳以上から60歳以上に下げられ、この制度を選択できる受贈者の範囲の年齢が20歳以上の孫が加えられました。